

K S K Q まほろば会報

NO. 125 2025年8月3日
毎月3日発行 定価1部200円
編集人 特定非営利活動法人
奈良県精神障害者家族会連合会 (まほろば会)
〒630-8357 奈良県奈良市杉ヶ町 20-2
更谷アパート1階西
TEL 090-9213-2731 FAX 0742-51-5506

第17回 全国精神保健福祉家族大会 みんなねっと京都大会

精神保健福祉の未来を描く～家族ほっこりまるごと支援を目指して～

みんなねっと(全国精神保健福祉会連合会)の全国大会が、家族・当事者の切実な願いに寄り添った内容で、お隣の京都市で開催されます。ご参加のほど、よろしくお願い申し上げます。

会場 京都テルサ JR京都駅(八条西口)より南へ徒歩15分・近鉄東寺駅 徒歩5分

日時 9月6日(土) 受付開始 9:00 10:00 開会

10:50 基調講演 講師 高木俊介氏 たかぎクリニック所長

演題 人と人との対話を拓く～精神保健医療福祉のこれから

12:40 全国家族会結成60周年記念リレートーク

13:40 活動報告 みんなねっと理事長 岡田久実子

14:25 分科会

- ① 親なき後をみすえた家族まるごと支援
- ② なかなか支援につながらない本人と家族のまるごと支援
- ③ 精神的にしんどい親と子の家族まるごと支援～ヤングケアラー
- ④ 交通運賃割引の取り組みについて

参加方法 ① 奈良県内の各家族会会員は、所属家族会の役員に電話でお申込みください。

② 家族会に未加入の方は 090-9213-2731 (まほろば会) に電話ください。

※**申込締切** 8月12日 ※**参加費** 家族・一般3000円 当事者・学生1000円

▶ 会場参加の方は追加費用なしでアーカイブ配信の視聴ができます。

なゆたの会＝サークルNの勉強会

私たち精神障害者の権利と主張

～ 今求められる対話と薬、そして地域社会 ～

参加費 無料
事前申込 不要

日時 8月23日 午後1時30分～

場所 奈良県社会福祉総合センター 5F 研修室A

講師 村上純一氏 (琵琶湖病院 精神科医) 山中一紗氏 (MHSW)

精神障害者が自らの経験をもとに、今必要とされる「対話」「薬との関係性」

「地域とのつながり」について共に考え、語り合しましょう。精神障害者の権利を尊重し、当事者主体の視点から、よりよい支援と共生社会のあり方を模索します。

映画上映 「こんな夜更けにバナナかよ」 午後3時45分～

当事者・家族・関係者の皆様方には、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます

「寄り添い、回数を重ねることが大事！」 電話相談員養成講座に17名が参加

6月29日に電話相談員養成講座がNDF会館で開かれ、17名の家族会会員が参加しました。講座は決められたテーマで、ロールプレイングの実践形式でした。

参加者は3グループに分かれ、電話で相談する役とその相談を受ける役を担当し、背中合わせに座って電話相談をしました。「いのちの電話」協会スタッフ3名が、各グループの進行を担当しロールプレイング後に適切な指導・助言がありました。【以下は、参加4名の感想文です】

私は、家族の電話相談員として月1回相談を受けています。基本、相談者の話を傾聴し自分の経験に基づいて受け答えをしています。

今回、養成講座の指導者が加わった実践的なロールプレイはその都度、各自の感想や指導・助言を頂き大変勉強になりました。相談者に寄り添い、親身なって話を聞くことの大切さを実

感しました。私は、ついつい受ける側の思いや答えを言ってしまうがちです。

ベテラン職員さんが「相談員が答えを出さない、会話の中から相談者が答えを出すことが大事」との言葉が心に残りました。相談内容の解決に繋がる糸口を相談者がみつけれられる聴き手になりたいと思いました。 Y.N

ロールプレイが始まり、緊張感の中で与えられた例題を想像を逞しくして話しました。設定は「病気を認めない娘を医療に繋ぐにはどうすれば良いか」の母親の切実な相談です。医者に親が赴き、相談することも許されないとの事。

娘は「病気ではない」と言うけど、「壁に向かってブツブツ話したり、だんだん悪くなっていると思えて気が気ではない」と話しました。

受け手からは「市役所や相談支援センターに

相談に行くように」と勧められました。

私たちが相談を受けた時、このように対応したこともありました。相談者は「果たしてこれで気持ちがすっきりされただろうか」と思いました。「今の不安な状態を十分に話し、落ち着いた気持ちになってもらうには、どのような聞き方が良いのだろうか」と考えさせられました。それには自分の枠を広げなければと研修を受けて強く思いました。 M.S

模擬電話相談のロールプレイングというのは初めての経験でした。当事者との対話や、同じ悩みを持つ家族との対話と、不特定多数が相手の「いのちの電話」での対話の違いや共通点は何なのか？

講師の方は「いのちの電話では、他の支援につなぐことや情報提供はしないです。寄り添うことを基本とします」と言っておられました。

実際にロールプレイをしてみて寄り添うという点は共通だなと感じました。グループの指導に当たった講師の言葉として印象に残っているのは、「自分ではどうしたいかを引き出せるように、質問順序を考える」「聞いてくれているという実感を持てるように、しゃべりやすい対応の仕方をする」「無言の状態にプレッシャーを感じる必要はない。無言にも意味がある。N.K

6月29日曜の午後、電話ロールプレイ（実践練習）学習会に参加して来ました。

一つのグループで、話す人と聞く人が各一人と、観る人たちとに分かれ、順番にその役割を担当し、例題の電話相談を見聞きした後、互いに意見交換し学びを深めていきました。

「人は自分の聞きたいようにしか、他人の話を聞けない」こんな言葉があります。聞く側は素直に話す人の言葉に耳を傾け大事なメッセー

ジを聞き逃さないように、また、話す側は誰かに気持ちを聞いてもらったことで、「あー良かった」「楽になった」「ホッとした」等々話すだけでも気持ちは何らかの変化を起こしています。

「自分の気持ちを分かって貰えた」というシンプルな安心感と「味方ですよ」というシンプルな姿勢の大切さを改めて感じた学びの会の午後でした N.Y

7月10日、東京高裁の精神医療国家賠償請求訴訟判決を受けて

精神医療国家賠償請求訴訟研究会が声明

上告断念「不当判決を許さず、更なる高みへ」

伊藤さんは「二度にわたる請求が棄却されて、もう戦う気力が残っていない。上告はしない」

昨年10月1日の東京地方裁判所における一審の原判決破棄を求め、伊藤時男さんが控訴した第二審の判決が7月10日に東京高等裁判所で出された。

東京地裁の一審判決は、長期社会的入院の責をすべて原告個人に帰して、法制度等には一切言及しない11頁の短いものであった。裁判での争点を全く踏まえず、精神障害者に対する必要性のない長期の社会的入院を「公知の事実」と断じ、極めて偏見に満ちたずさんな判決文であった。これに対して、今回の東京高裁の二審判決は、医療保護入院の目的や規定、立法府・行政府の不作為責任にも言及して40頁にわたって記しており、準備書面や証拠書類を一応精査したことが窺える記述になっている。しかしながら、結論は一審の原判決を容認する不当なものである。

控訴審判決は主文で「控訴人の請求を棄却する」とし、判決理由では、被控訴人（被告国側）の主張に沿って「国賠法上の作為義務を国が負っていたとは認められない」とした。そして「よって、控訴人の被控訴人に対する請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がなく、これと同旨の原判決は結論において相当であって本件控訴は理由がないから、これを棄却する」と結論づけている。

問題の所在を認識しておきながら、国の不作為責任を認定しなかった不当判決に私たちは強く抗議する。とりわけ、医療保護入院について人身の自由の制約であることを認めながら、「憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。」とした点や、厚生大臣等が「その職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と精神科特例を存続させた(不作為)と認めることもできない。」とした点、精神医療政策についても、厚生大臣等が「漫然と控訴人の主張する各作為義務を果たさなかったと認められるような事情があるとはいえない。」等と否定した点などは、論理整合性を欠くものである。

私たちは、長期社会的入院を生み出した精神医療法制とこの国の不作為責任を、司法がどのように審理するか注視してきた。憲法に照らしても現行法に至る強制入院制度や長年にわたる隔離収容政策は数多の人権侵害を生んでおり、最高裁判所への上告の可能性を追求することが支援者間で検討された。一方で、あくまでも最終的には、本訴訟の原告・伊藤時男さんの意思を尊重することが共有された。

伊藤さんは4年10カ月に及ぶ裁判を一度も欠席せず、約40年に及ぶ入院中の自身の外傷体験と向き合ってきた。伊藤さんは熟慮の上で、「二度にわたる請求が棄却されて、もう戦う気力が残っていない。上告はしない」ことを意思表示した。亡くなった患者たちを思い「あの人たちに合わせる顔がない」と述べていた伊藤さんの哀しみと悔しさはいかばかりであろうか。

伊藤さんの意思を尊重し、最高裁への上告は断念することとなるが、精神国賠研の活動はこれからも続く。私たちは地裁、高裁での二つの判決の理不尽さを当事者、家族、精神医療・保健・福祉にかかわる方々ととどまらず広く市民に問いかけ続けていく。すでに二次訴訟、三次訴訟の原告候補者にかかわる協議も始まっている。この国の精神医療を抜本的に変革し、精神疾患を有する方々への偏見を是正し、共に地域で生きる事のできる社会を目指して、私たちは粘り強く闘い続けることをここに改めて宣言する。

2025年7月24日

(上告期限の日に)

精神医療国家賠償請求訴訟研究会 運営委員会

精神障害者の家族による家族のための電話相談 お気軽に電話ください☎
☎ 0742-51-5506 月・金曜（休日/祝日はなし）午前 10:30～午後 3:00☎

～7月家族会活動短信～

- ★ともしび会 7/27 24名 Nネットから講師を招き、成年後見制度を中心にした研修会「親なき後の安心を」を開催。事例もあり、親いる間に親が動くことの重要性が分かりました。
- ★ひだまり会 7/19 11名 生駒市社協が行っている「日常生活自立支援事業」について、事業の対象者、援助できることとできないこと、利用料、成年後見制度との違い、などを専門員の渡邊氏にご説明頂きました。利用できるための一番の力ぎは本人が支援を受け入れるか否かとのこと、そのために親は今何をなすべきか？、親亡き後の当事者の暮らしの見守りに社協はどう関わってくれるのか？、など深刻な質疑応答が交わされました。
- ★天理こころの会 7/9 9名 みんなねっと誌の「オープン・ダイアログ」の読み合わせと近況報告をしました。7/12、お楽しみ会を開催。参加者9名（内当事者1）内容は七夕祭りとハンドベル、ぶどうジュースで乾杯し楽しいひと時となりました。
- ★西和家族会 7/26 5名 まほろば連絡会の報告と近況報告。二人の方から当事者の子供さんと一緒に大阪万博へ行かれたお話。結婚されて東京にお住まいの娘さん宅へ一人で行く事ができた事等、皆さん前向きに過ごされているお話を伺いました。
- ★すみれ会 7/20 7名(内スタッフ1名) まほろば連絡会の報告後、みんなねっと誌 7

- 月号の「障害年金不支給」の記事の読み合わせ。近況報告では、「親亡き後に備えて」よりも「親亡き後どう暮らしているか」をもっと知りたいという話もあり、心配ごとは尽きないねということに。この9月から始まる家族教室の案内がスタッフよりありました。
- ★のぞみ会 7/13 13名(内3名は、ぴあぽ～との楠原さん、ひなた舎の宮地さん、いろはの小島さん)が参加してくれました。みんなでワイワイがやがやと色々と話し合いました。
- ★松葉会 7/9 10名 CVPPP（シーブイトリプルピー）の学習会をしました。講師は資格を持つ看護師2名。他に心理士1名、看護師長1名が同席。やまと精神医療センターでは年2回、看護師向けにCVPPPの研修会を実施しています。今回は、この患者・支援者・家族等が、穏やかに安全・安心して過ごす事ができる為のコミュニケーション技術【CVPPP（シーブイトリプルピー）包括的暴力防止プログラム】の研修を家族向けに分かり易く講義して頂きました。
- ★あらくさ会 7/19 11名近況報告の後に、初めての参加者と3回目の参加者に近況を話してもらいました。お二人が本人に心を砕いて対応されていることに共感し、お互いに対応の工夫を話し合い、心みたされる交流会でした。このお二人が入会しました。

まほろば連絡会・家族会の開催予定☎			
家 族 会☎	8 月☎		9 月☎
まほろば会☎	9日(土)1330	大和郡山市民交流館 2F☎	13日(土)1330 大和郡山市民交流館 2F☎
ともしび会☎	休 会☎		21日(日)1330 未 定☎
ひだまり会☎	休 会☎		20日(土)1330 ららぽーと☎
さくら会 ☎	休 会☎		6日(土) みんなねっと全国大会に振替☎
天理こころの会☎	休 会☎		10日(水)1330 桑サロン☎
西和家族会☎	20日(水)1130	かごの屋王寺店☎	27日(土)1330 王寺町やわらぎ会館☎
すみれ会☎	17日(日)1330	大和高田市中央公民館	21日(日)1330 大和高田市中央公民館☎
のぞみ会☎	3日(日)1330	県心身障害者福祉センター ☎	7日(日)1330 県心身障害者福祉センター☎
家族会秋桜☎	休 会☎		18日(木)1330 地域活動センターのどか☎
松葉会 ☎	休 会☎		6日(土) みんなねっと全国大会に振替☎
あらくさ会☎	23日(土)1030	吉田病院 きずなルーム☎	16日(土)1030 吉田病院 きずなルーム☎

1991年9月3日 第三種郵便物承認 第1, 2, 3, 5, 6, 8の目発行 発行人 関西障害者定額刊行物協会・大阪市天王寺区真田山町2-12 東森ビル4F